

農業支援サービスの現状とＪＡにおける提供体制

—ドローン防除の事例を中心に—

研究員 高木 英彰

目次

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 4. ＪＡにおける実施体制とその経緯 |
| 2. 農業支援サービスの概要 | —複数ＪＡへのインタビュー調査から— |
| 3. 国の農業支援サービス推進施策 | 5. 最後に |

1. はじめに

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、農作業の代行やスマート農業技術の活用などを通じて農業経営を支援する「農業支援サービス」の重要性が高まっている。2025年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、農業支援サービス事業体を5,701経営体（2020年）から7,900経営体（2030年）まで増加させることがKPIとして掲げられており（「食料・農業・農村基本計画」2025：p.14）、国においても事業体の育成やサービスの普及に向けた取組みが進められている。

農業支援サービスの普及は、農業者が自ら行ってきた作業の一部を外部化することで、労働力不足への対応や農業経営の効率化を図ることを可能にする。一方、その提供には、サービスの内容に応じた人材や機械等の確保に加え、農業者の需要把握、作業条件や日程の調整なども必要となる。したがって、サービスの供給を拡大していくためには、事業体数を増加させるだけでなく、こうした機能を誰が担い、地域において持続的な提供体制をどのように構築するかも課題となる。

ＪＡでは、「農業支援サービス」という呼称が用いられる以前から、地域農業の実情に応じて農作業受託等に取り組んできた。しか

し、農業者の減少やＪＡの職員体制の変化、農業支援サービスを提供する民間事業者の登場など、サービス提供を取り巻く環境も変化している。こうした中で、ＪＡが従来のお取り組みをそのまま維持するだけでなく、外部の事業者等との連携を含め、提供体制を変化させている事例もみられる。

本稿では、まず農業支援サービスの概要と国による支援施策を整理する。その上で、ドローン防除を中心に複数のＪＡおよび農業支援サービス事業者へのインタビュー調査から、ＪＡが関与するサービス提供体制とその変遷を紹介し、体制の変化が生じた背景や、現在ＪＡが担っている役割を整理する。これらを通じて、今後、農業支援サービスを持続的に提供していく上でのＪＡの関与のあり方について考察する。

2. 農業支援サービスの概要

農業支援サービスとは、「農業現場における作業代行やスマート農業技術の有効活用による生産性向上支援等、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のこと」¹を指す。農林水産省は、種々あるサービスを「専門作業受注型」「機械設備供給型」「データ分析型」「人材供給型」の4つ（およ

1 農林水産省「農業支援サービス関係情報」 <https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>（2026年8月12日閲覧）

(図表 1) 農業支援サービス 4 類型と主な提供主体

	専門作業 受託型	機械設備 供給型	データ 分析型	人材供給型
農業ベンチャー				
J A 関連団体				
農業資材・機械メーカー				
I T 企業				
人材派遣会社				
農業者				

※ 濃い色が多く見られることを、薄い色が一定程度見られることを意味する。

(出所) 日本総合研究所 (2023) : p. 8 を一部筆者改変。

びその複合型) に類型化している。また、日本総合研究所は現状のサービス提供実態について調査をしており、その中で類型別の提供主体の分布をまとめている (図表 1)。

農業支援サービス事業体数の上で大宗を占めるとされる専門作業受注型は、田植え・防除・草刈・収穫等の作業受託であり、同調査によれば防除はドローンが使用されているものの、その他の作業ではスマート農機以外の既存の農機を使用した作業とされている。

専門作業受注型の特徴的な点として、図表 1 から読み取れるよう農業者が自作用にドローン等の機体を導入し、近隣農地の作業も担っている状況も多く観察されている。だが、後掲するインタビュー調査の中で確認できたところによると、農業者が受ける方式は、基本的に自家利用を優先した上での余力の範囲内での対応である。こと稲作におけるドローン防除においては、近年の酷暑の影響やイネカメムシの大量発生により委託ニーズが高まっているが、当然、地域内では作業適期が重なりやすいことから農業者自身が受託できる範囲だけでは追いつかなくなっている様子も見受けられる。

同じく有力なサービス提供者として、農機

メーカーや農薬卸業などがある。農業支援サービス提供を通じて自社製品の販売を促進するというシナジーを狙ったものである。そもそも、こうした事業体が提供している専門作業受注型や機械設備供給型は需要の季節変動が大きく、周年で収益を生むことができる事業ではない。したがって、本業と連結した事業展開がほぼ必須であり、農機メーカーや農薬卸業はまさしく条件に合致している。

その点は J A においても共通するところである。加えて、図表 1 のとおり、地域性差はあるとはいえ、J A (関連団体含む) は 3 類型ですでに実績がある。系統を通じて全国ネットワークを利用可能という強みもある。4 節で J A が農業支援サービスに関与することについて想定される意義と課題をより詳しく検討するが、こうした実績と強みを持つ存在として農業支援サービスをより強力に推進することが期待されているのであろう。

3. 国の農業支援サービス推進施策

今般の食料・農業・農村基本計画では、平時からの食料安全保障を実現する観点から、計画期間を 5 年間とし、「初動 5 年間 [2025 年度～29 年度、筆者注] で農業の構造転換を

集約的に推し進める」としている（「食料・農業・農村基本計画」2025：p. 2）。冒頭で述べた農業支援サービス事業体数のKPIもこうした政策方針のもとに位置付けられている。

この目標に向け、農林水産省では農業支援サービス事業体の立上げや事業拡大等に対する支援を行っている。2026年度には「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業」が措置され、そのうち「スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業」（略称：サービス加速化事業）では、農業者の高齢化・減少が進む中、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成・活動促進やスマート農業技術の現場導入等を総合的に支援している（農林水産省、2026a）。親事業である「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業」全体の2026年度当初予算額は25億3,000万円であり、これに加えて2025年度補正予算では「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策」全体で156億5,800万円が措置されている。なお、これらの予算額には農業支援サービス以外のスマート農業関係事業も含まれる。

農業支援サービスに関する具体的な支援としては、①スマート農業技術を他品目等へ適用するための改良を行う「スマート農業技術と産地の橋渡し支援」、②サービス事業の立上げ・事業拡大を支援する「農業支援サービスの育成加速化支援」、③サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定める「標準サービス」の策定等を行う「農業支援サービスの土台づくり支援」が実施されている。このうち②は、単なる農業機械の導入支援ではなく、農業支援サービス事業の新たな立上げまたは

既存事業の拡大（受託面積の拡大や新たな地域での事業展開等）を目的とするものである。したがって、申請には事業の内容や成果目標等を記載した事業実施計画書を作成する必要があり、単に機械を導入するだけで利用できる制度ではない（農林水産省、2026b：p. 11）。逆に、「農業支援サービス事業に該当する事業を実施しようとする者であれば、業種の別、個人、法人の別、事業規模など関係なく、本事業の支援対象」になり得る（農林水産省、2026b：p. 13）。

②の支援対象はニーズ調査、人材育成、サービス提供の試行・改良、サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入（ソフト・セミハード）などである。また、食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に取り組む場合には、流通販売体系の転換等に必要な施設整備（ハード）も支援対象とされている。補助率は定額または2分の1以内であり、農業機械の導入については取組内容に応じて1,500万円、3,000万円、5,000万円の補助上限額が設定されている。

なお、施設整備（ハード）は、推進事業（ソフト・セミハード）と一体的に取り組む場合に対象となる。また、本事業は農業支援サービス事業者の育成・拡大を目的としているため、導入した機械・設備は自らの耕作に供することができない（農林水産省、2026b：p. 27）。したがって、自らの耕作にも用いる場合にはスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（スマ転事業）²等、目的・要件の異なる支援事業の活用を検討する必要がある。

その他、農林水産省は農業支援サービス関連施策を他省庁のものも含めてリストアップし、適宜改訂している（農林水産省、2024）。

2 「農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する産地の取組」への支援であり、「労働生産性の高い農業構造への転換」を目的とした事業計画が要件となる（農林水産省、2026c）。

者や近隣住民からクレームを受けるリスク、遅滞なく料金を回収できるかというリスク、といった種々の負担を抱えることになる⁷。反対に農業者にとってサービスの品質には事前の不確実性が存在する。このような「情報の非対称性」が存在する場合、利用を控える結果になり、市場の形成を妨げる⁸。

以上のことを踏まえると、農業支援サービスの提供に必要な機能をＪＡまたは民間事業者が単独で担うのではなく、それぞれが有する機能や直面する制約に応じて役割を分担する体制が形成されるのではないか。そこで、現在どのような役割分担が形成されているのかに加え、各地域が現在の提供体制に至るまでにどのような変遷を経てきたのか、その変化をもたらした要因は何かに着目し調査を行うこととした。また、現在の体制を持続していく上でどのような課題が存在し、今後いかに展開する方針なのかについて把握することとした。

(2) 調査対象と方法

本調査では、農業支援サービスの中でもドローン防除を対象とした。航空機による農薬散布の外注化は有人ヘリコプターや無人ヘリコプターの時代から行われており、農業用ド

ローンについても先進的なＪＡでは約10年前から導入されている。このため、導入初期から事業拡大期までの実施体制の変遷を観察できる点に特徴がある。また、今回の調査対象はドローン防除に限定されるものの、ＪＡが農業支援サービスをどのように位置付け、事業者と連携し、役割分担を行うかという判断様式には、他の農業支援サービスにも共通する示唆が含まれると考えられる。

今回はドローン防除に関与している５つのＪＡ（Ａ農協～Ｅ農協）と、ＪＡと連携してサービスを提供する系統外の事業者１社（Ｆ社）を対象にインタビュー調査を実施した。その聞き取り結果をもとに、現在のサービス提供体制の傾向、ＪＡが果たしている役割、変化の過程を整理する。

提供体制のあり方について、分析上、図表２のように「単独／連携」×「系統外／系統内」の４類型を設定した。連携については、依頼受付や事務をＪＡが担い、ＪＡ以外の企業・団体が作業を担う形を想定している。なお、後に見るように提供体制には複数の形態が併存する場合や、外部人材を活用しつつＪＡが主導的役割を担う場合もある。本整理は各体制の大まかな特徴を示すものである。

(図表２) サービス提供体制の分類

	系統外	系統内
単独	事業者が農業者から直接受託	ＪＡ（子会社含む）が直接受託
連携	ＪＡが系統外事業者と連携	ＪＡと全農県本部等が連携

(出所) 筆者作成

7 こうしたリスクを緩和するための情報収集、交渉、契約、調整、監視等に伴う手間は総称して取引費用と呼ばれる(菊澤, 2006)。取引費用経済学では、市場を通して取引するか組織内で資源配分を行うかといった取引のあり方は取引費用に左右されるとする。

8 情報の非対称性による市場形成不全を緩和するために、農林水産省では事業者向け標準ガイドラインを作成しサービスの質の確保を図っている(農林水産省, 2026d)。その他、国や統括団体による事業者認証やマッチング機能などの整備によって信頼を担保することもこれに資するものと考えられるが、ＪＡが事業者を選定・紹介することで農業者が事業者のサービス品質について抱える不確実性を軽減することもできる。

(3) 結果

① 農業支援サービス提供体制の実態

まず、調査結果をもとに各事例の実施体制について述べる。

A農協では、JAが複数事業者とJA自身に担当エリアを割り当て、手分けして防除を実施している。したがって、JA単独と事業者連携のハイブリッドと言える。しかし、事業者には一定程度まとまったエリアを割り当て、非効率になるエリアではJAが担当していることから、受託面積の大半は事業者が担当しており、事業者連携型に近い。

B農協では、JAが事務を担い、防除は事業者が担う。まさしく想定された事業者連携型である。

C農協では、JA、自治体、農業共済組合、農業振興事務所、オペレーター団体（地元防除組合、民間企業）を構成員とする協議会を設置している。形式的には協議会が事務を担うが、実態は事務局であるJAが実施計画策定等の中核を担っていることから、こちらも事業者連携型と見なせよう。

D農協も、B農協と同様で明確に事務と防除の実施主体が分かれており、想定された通りの事業者連携型である。

E農協は、JAは事務・防除ともに担っている一方、部分的に全農県本部の事業を利用して事業者が防除を担当している。A農協と異なりJAは一定の防除面積を担当していることから、JA単独と事業者連携のハイブリッド型としておく。

F社は、本社を置くX県では県内の複数JAと個々に連携し、ほぼ全域で防除を実施している。このX県ではJAが事務、防除を自社および協力会社が実施しており、明確に事業者連携型である。しかし、同社はX県の近隣県にも営業所を置いており、そのうちのY県ではJAを通さず直接受託している。これは事業者単独型に位置付けられる。ただし、従来取引があり信頼関係のある農業者から依頼されて受けているものであり、広く一般に提供している事業ではない。

以上のように、現在のサービス提供体制について、部分的にはJA単独や事業者単独が見られるものの、多くは事業者連携型で営まれていることが確認された。

② 事業者との連携におけるJAの役割

次に、事業者との連携時にJAが担っている役割について確認する。JAが防除受託を事業者につなぐ場合に作業フローとして、依頼の募集・受付、依頼内容の整理（地番の確認や地図作成）、作業日程調整、農業者・地域住民との調整、作業立会い（現場対応）、料金回収・決済が挙げられる。それにしるがA農協～E農協およびX県内のJAの役割についてインタビュー調査から確認できた事例数をまとめたものが図表3である。

立会いについては、基本的に職員の負荷になること等から避ける例が多いが、他方でJAの方針として積極的に立ち会う例もあった。その他の項目においてはほぼ全事例とも

（図表3）事業者連携事例におけるJAの役割

JAが担う役割	募集・受付	依頼内容の整理	日程調整	農業者・地域住民との調整	作業立会い	料金回収・決済
確認事例数	6	5	6	5	2	5

（出所）筆者作成

註：A～E農協の5事例と、F社から聴取したX県内の連携事例1例の計6事例を対象に、インタビュー調査からJAが担っていると確認できた事例のみを計数した。なお、X県では複数JAとの連携があるが、本稿では各JAを個別には集計していない。

にＪＡが担っていることが確認された。

③ 提供体制の変遷

図表４のとおり、提供体制の変化にはそれぞれの差異があるものの、全体としてはＪＡの単独または地域内の既存主体を中心とした実施体制から、事業者を含む連携体制へ移行する傾向が確認された。

Ａ農協ではＪＡによる直接実施から事業者との分担へ、Ｂ農協ではＪＡと機械利用組合による実施から事業者への委託へと移行している。Ｃ農協では管内の防除協議会が担っていたものから、事業者を含む協議会体制へと移行した。Ｄ農協では地域の担い手による受託に事業者が加わり、Ｅ農協でもＪＡによる直接実施と事業者との連携が併存している。

そのＪＡが担うのではなく業者と連携するように移行している経緯については、ＪＡの内部で複数人のオペレーターを連日現場に送

ることの人員的制約や肉体的負荷への懸念が大きい中、昨今の猛暑やイネカメムシの大量発生を背景に拡大する依頼を受けきれなくなってきたことが多くの事例の共通点として見受けられる。

また、Ｆ社は、Ｘ県では複数のＪＡと連携して防除する一方、Ｙ県では農業者から直接受託している。ただし、Ｙ県での直接受託は従来から取引関係のある農業者からの依頼が中心であり、広く一般から受け付けているものではない。もし依頼件数が増加するならばＹ県においてもＪＡの仲介が必要になるであろうとの認識が示されている。このことから、事業者による直接受託には依頼元である農業者との信頼関係が重要な条件であるが、依頼件数が増大するにつれ、従来取引のない農業者との関わりが生じることから、ＪＡの仲介により信頼を担保することで事業者が安心してサービスを提供できるようになること

(図表４) 実施体制の変遷と今後の方向性

事例	開始当初・従来	現在	今後の方向性
Ａ農協	ＪＡによる直接実施	外部事業者との連携＋ＪＡによる直接実施（分担）	ＪＡの分担を縮小し外部事業者への移行を志向
Ｂ農協	ＪＡと機械利用組合による実施	外部事業者との連携	外部連携を継続
Ｃ農協	他地区防除協議会の協力による無人ヘリ防除	ＪＡを核とする自治体・農業振興公社・外部オペレーターによる協議会体制	現行体制を基本
Ｄ農協	地域の担い手等による受託	担い手受託＋外部事業者との連携	外部事業者を含む体制
Ｅ農協	ＪＡによる直接実施	ＪＡ直接実施＋全農県本部を通じた外部連携の併存	作業実施は担い手等主体への移行を志向。ただし決済等はＪＡが関与する意義を認識
Ｆ社	(ドローンの販売・教習)	<Ｘ県> ＪＡを介した受託	ＪＡとの連携による受託を継続
		<Ｙ県> 農業者から直接受託	小規模に継続。ただし受託件数が増える場合はＪＡの仲介が必要と認識。

(出所) 筆者作成

を示唆している。

5. 最後に

本稿では、前半で農業支援サービスの必要性や国の動向を、後半でJAにおける農業支援サービスへの関与のあり方を考察するためにドローン防除を事例とした調査報告を行った。

後半部で取り上げた調査では、JAによる直接受託や地域の担い手を中心とした体制から、事業者との連携を取り入れる方向への変化が複数の事例で確認された。その背景には、職員やオペレーターの確保、需要増加に伴う事務負担の膨張、地域内の作業供給力の不足など、JA側だけでは従来の体制を維持することが難しくなっている事情があった。

一方、こうした変化は、JAが農業支援サービスから単純に撤退することを意味するものではない。事業者との連携事例においても、依頼の募集・受付、依頼内容の整理、日程調整、農業者・地域住民との調整、料金回収・決済等については多くの事例でJAが担っていた。また、事業者側からも、事業規模が大きくなればJAとの連携が不可欠になるとの意見が確認された。

このことから、農業支援サービスの提供体制を検討する際には、JAがいかに主導的に農業支援サービスを展開するかという問題設定ではなく、サービス提供に必要な業務・役割をどのように事業者と分担するかという視点が重要と考えられる。JAが長い歴史をかけて築いてきた農業者との関係や地域内の調整能力と、事業者が有する作業実施能力等を組み合わせることは、双方が単独でサービスを提供するよりも負担を軽減し、持続的な提供体制の構築につながる可能性がある。

(引用文献)

- ・菊澤研宗 (2006)「組織の経済学入門：新制度派経済学アプローチ」, 有斐閣.
- ・厚生労働省 (2025)「人材開発支援助成金 (事業展開等リスクリング支援コース) 活用事例集」
- ・日本総合研究所 (2023)「令和4年度農業支援サービス事業者の実態把握に関する調査委託事業 実施報告書【公表版】」
- ・農林水産省 (2024)「農業支援サービス関連施策パンフレット (Ver. 5.0)」
- ・農林水産省 (2026a)「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業」令和8年度予算概算決定資料
- ・農林水産省 (2026b)「令和8年度当初予算スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち『スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業』説明資料」
- ・農林水産省 (2026c)「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマ転事業 (スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業)」
- ・農林水産省 (2026d)「農業支援サービスにおける標準ガイドライン～無人航空機防除・草刈り・稲作収穫～」